

川棚特別支援学校における「学校いじめ防止基本方針」

平成26年4月施行

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、川棚特別支援学校の全ての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するため、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

（平成25年10月文部科学大臣決定「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

2 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、教頭、各部主事、生活部主任、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、関係担任、外部委員からなる、いじめ防止のための校内組織を設置します。ただし、全ての事案への対応に際しては、全教職員で共通理解を図りながら進めます。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み＜別表＞

4 教育委員会や関係機関等との連携

- （1） いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなど重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- （2） いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであるとして認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

5 保護者への連絡と支援・援助

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

6 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表します。

＜別表＞いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み

- 「いじめ対策委員会」を設置して、いじめの未然防止について、日頃から指導の方策を協議し、方策や方針を決定する。

いじめ対策委員会 委員：校長、教頭、各部主事、生活部主任、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、関係担任、外部委員 ※年度始め及び8月には必ず開催する。年度始めには、毎年基本方針や方策を検討・確認する。また、必要に応じて随時開催する。	
---	--

	いじめ対策委員会の取り組み	その他全職員等での取り組み
一学期	4月：本校のいじめ防止基本方針及びいじめ未然防止への取り組み内容の検討<いじめ対策委員会開催> 7月：児童生徒へのアンケート実施 アンケートのまとめ、現状と課題の洗い出し	4月：関係機関の担当者の把握 <生徒指導主事> 4月：年度始めの職員会議で本校のいじめ防止基本方針・方策を全職員に周知 5月：本校の「いじめ防止基本方針」について保護者への説明 <PTA総会時、生活部主任> 6月：「長崎っ子の心を見つめる教育週間」に合わせ、いじめ根絶標語の募集（職員、児童生徒）と校内掲示<部主事>
	8月：アンケート結果について<いじめ対策委員会開催>	8月：職員会議でアンケート結果共通理解 8月：職員研修会（人権研修）を開催 <研究部>
二学期	※必要に応じて随時、いじめ対策委員会開催 12月：学校評価の実施	9月：夏休み中の児童生徒の様子について <学部会> 12月：人権集会の内容検討、実施 <生活部>
三学期	2月：学校関係者評価委員会で評価と考察 3月：学校評価の結果を公表	1月：冬休み中の児童生徒の様子について <学部会>
日常の取り組み	・児童生徒の一日の振り返り（毎日、帰りの会） ・児童生徒会が主となって取り組んでいる「あいさつ運動週間」の実施（毎月） ・各学部、ブロックでの実態に応じた性教育「大切な命」についての指導の実施（年間を見通して、児童生徒の実態に応じ計画的に実施） ・人と関わり方を、自立活動や学校生活全般において指導 ・全ての教育活動を通して道徳教育の実施 ※分かる授業作りに努め、達成感や成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育てる。 ※児童生徒からのいじめの相談の受付として「心のポスト（仮称）」を設置する。	
相談	・児童生徒、保護者からの申し出については、担任、各部主事、あるいは教頭がこれに当たる。 ・地域からの申し出については、各部主事あるいは教頭がこれに当たる。	

※関係機関

○長崎県教育委員会

○川棚警察署生活安全課